

【RTCC サービス約款・利用規程新旧対照表】（主要条文）

①2021年6月20日以前にご契約の全エクシブ会員様（但し、2021年4月1日以降2021年6月20日以前にご契約のエクシブVer. 2.0（箱根離宮・有馬離宮ECグレードのみ）・エクシブ10会員様は除きます）

現行	新
<p>「RTCCサービス約款」</p> <p>(RTCCサービス)</p> <p>第1条 RTCC（リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ）サービスとは、リゾートトラスト株式会社（以下「当社」といいます）が、オーナー（以下に定義します）に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、<u>リゾート施設の交換利用プログラム</u>サービスです。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 <u>エクシブ</u>の会員権についてオーナー登録された方（以下「オーナー」といいます）は、<u>当社にRTCCサービスの利用登録</u>（以下「RTCC登録」といいます）を行った上で、RTCCサービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCCサービスの内容)</p> <p>第4条 当社は、当社自らまたは第三者を通じて、オーナーに対して、以下のサービスを提供します。</p> <p>(1) <u>第5条に定めるRTCC交換プログラムの実施を含むリゾート施設等の利用サービス</u></p> <p>(2) <u>第6条に定めるベイコート倶楽部・エクシブ交換プログラム利用サービス</u></p> <p>(3) 前2号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス</p> <p>(RTCC交換プログラム)</p> <p>第5条 <u>オーナーは、本約款の定めにしたがい、当社が発行するRTCCのカタログ</u>（以下「RTCCカタログ」といいます）<u>所定の宿泊手配料</u>（以下「RTCC宿泊手配料」といいます）のお支払いと引き換えに、<u>リゾート施設ご宿泊いただくことができます</u>（以下、かかるご宿泊プログラムを「RTCC交換プログラム」といいます）。<u>RTCC交換プログラムを通してご利用いただけるリゾート施設については、当社が発行するRTCCカタログをご覧ください。</u></p>	<p>「RTCCサービス約款」</p> <p>(RTCCサービス)</p> <p>第1条 RTCC（リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ）サービスとは、リゾートトラスト株式会社（以下「当社」といいます）が、<u>メンバー・オーナー</u>（以下に定義します）に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、<u>リゾート施設等の利用に関する</u>サービスです。</p> <p>※以下「オーナー」は同様に「<u>メンバー・オーナー</u>」に置き換える</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 <u>ご契約</u>の会員権について<u>メンバー・オーナー</u>登録された方（以下<u>ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート</u><u>は「メンバー」、エクシブ施設は「オーナー」といいます</u>）は、RTCCサービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCCサービスの内容)</p> <p>第4条 当社は、当社自らまたは第三者を通じて、<u>メンバー・オーナー</u>に対して、以下のサービスを提供します。</p> <p>(1) <u>第5条に定めるベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エクシブ交換プログラム利用サービス</u></p> <p>(2) <u>第6条に定めるRTCC旅行業サービス</u></p> <p>(3) 前2号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス</p> <p>※条文削除</p>

2 RTCC交換プログラムを通したリゾート施設の宿泊予約が成立した場合、オーナーは、利用規程の定めにしたがって、RTCC交換プログラムを通してリゾート施設をご利用いただく場合の宿泊数(以下「交換日数」といいます)に相当する数の保有会員権にかかる占有日について、権利を失います(ただし、3泊以下のご利用の場合、3泊分の占有日について権利を失います)。オーナーが権利を失った占有日は、当社が、RTCCサービスの運営のために利用できるものとします。

3 ご利用希望の時期、施設、利用状況、経済条件その他の理由でRTCC交換プログラムを通してリゾート施設をご利用いただくことが難しい場合があります。

4 RTCC交換プログラムの具体的なご利用方法については別途利用規程(＜RTCC交換プログラムのご利用について＞)に定めます。

(ベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラム)

第6条 オーナーは、エキシブ施設の占有日についての権利と引き換えに同じ数の日だけベイコート倶楽部にご宿泊いただくことができます。

2 ベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラムはRTCC株式会社(以下「RTCC社」といいます)が運営いたします。

3 ベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラムの具体的な利用方法については別途利用規程(＜ベイコート倶楽部の交換利用について＞)に定めます。

(企画旅行型RTCC交換プログラム)

第7条 当社は、RTCC交換プログラムの実施として、RTCC交換をお申込みいただいたオーナーのためにリゾート施設にご宿泊いただく旅行を企画いたします。

2 企画旅行型RTCC交換プログラムの具体的なご利用方法は別添利用規程(＜RTCC交換プログラムのご利用について＞)に定めるとおりですが、以下の点にご留意ください。

(1) 企画旅行型RTCC交換プログラムにおけるRTCC交換の成立とは、オーナーと当社の間における旅行契約の成立のことをいいます。

(2) オーナー以外の方にオーナーの同伴なしに企画旅行型RTCC交換プログラムを通して宿泊予約を取得した施設に

(ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラム)

第5条 メンバー・オーナーは、自施設の占有日についての権利と引き換えに同じ数の日だけ他施設にご宿泊いただくことができます。

2 ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムはRTCC株式会社(以下「RTCC社」といいます)が運営いたします。

3 ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムの具体的な利用方法については別途利用規程に定めます。

※条文削除

ご宿泊をご利用いただく場合、オーナーと当社の間で成立したRTCC交換（旅行契約）上のオーナーの地位および一切の権利義務（ただし、RTCC交換（旅行契約）がキャンセルされた場合にRTCC宿泊手配料とキャンセル料の差額の返還を受ける権利を除きます）は、RTCC宿泊手配料をお支払いいただいた時点で、オーナーから宿泊される方の代表者（以下「オーナー指定利用者」といいます）に移転するものとします。

(3) 企画旅行型RTCC交換プログラムのご利用に際してオーナーと当社の間で成立する受注型企画旅行契約には、当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約）が適用されます。

※条文新設

(RTCC事務局)

第8条 RTCC交換申込みその他RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号

電話番号：052-310-8383 FAX 番号：052-310-8384

(権利譲渡の禁止)

第9条 オーナーは、本約款上の地位、RTCCサービスに関して取得した権利義務、RTCC交換プログラムおよびベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラムを通して取得したリゾート施設の利用権について、本約款の定めにもとづいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。

(禁止事項)

第10条

(略)

(RTCC旅行業サービス)

**第6条** **当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等への宿泊等を目的とした旅行業サービス（旅行業務の提供およびこれに付随するサービス）を提供いたします。**

**2** **手配可能施設を含むRTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。**

(RTCC事務局)

**第7条** RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

**住所**：名古屋市中区栄二丁目6番1号

電話番号：**052-307-3030**

(権利譲渡の禁止)

**第8条** **メンバー・オーナーは、本約款上の地位、RTCCサービスに関して取得した権利義務、ベイコート倶楽部・リンクチュアリゾート・エキシブ交換プログラム**およびRTCC旅行業サービス**を通して取得したリゾート施設の利用権について、本約款の定めにもとづいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。**

(禁止事項)

**第9条**

(略)

(RTCCサービスの利用の停止)

第11条 オーナーは、以下の各号に該当する場合、事前の通知なくRTCCサービスを利用することができなくなります。

(1) 本約款、不動産売買契約約款、施設相互利用契約約款、管理規約、会則、細則、利用規程その他付随文書に違反していると当社が判断したとき

(2) 第10条の禁止事項を行っているとき

(略)

(損害賠償)

第12条

(略)

(サービス提供の中止・中断)

第13条 当社は、RTCCサービス用システムの保守作業、その他RTCCサービスの運用上やむを得ない事情による場合は、RTCCサービスの提供を中止・中断することがあります。

2 当社は、前項の規定によりRTCCサービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を利用者に対し、第15条第2項に定める方法と同様の方法により通知するものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(略)

(宿泊施設の情報)

第14条 RTCCカタログに記載されたリゾート施設の情報（以下「RTCCカタログ掲載情報」といいます）は、当該リゾート施設から取得した情報です。当社は、RTCCカタログ掲載情報が正確な記載となるように可能な範囲でその内容を確認しておりますが、RTCCカタログ掲載情報の真実性、正確性、有用性等についていかなる保証も行うものではなく、RTCCカタログ掲載情報が真実と異なることに起因または関連してオーナーまたはオーナー指定利用者

(RTCCサービスの利用の停止)

第10条 メンバー・オーナーは、以下の各号に該当する場合、事前の通知なくRTCCサービスを利用することができなくなります。

(1) 本約款、不動産売買(等)契約約款(不動産付契約のみ)、施設(相互)利用契約約款、管理規約、会則、細則、利用規程その他付随文書に違反していると当社が判断したとき

(2) 第9条の禁止事項を行っているとき

(略)

(損害賠償)

第11条

(略)

(サービス提供の中止・中断)

第12条 当社は、RTCCサービス用システムの保守作業、その他RTCCサービスの運用上やむを得ない事情による場合は、RTCCサービスの提供を中止・中断することがあります。

2 当社は、前項の規定によりRTCCサービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を利用者に対し、第13条第2項に定める方法と同様の方法により通知するものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(略)

※条文削除

に生じるいかなる損害についても責任を負いません。

(本約款の変更)

**第15条** 当社は、オーナーに事前に通知した上で、本約款を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前からRTCCサービスを利用しているオーナーにも適用されるものとします。

2 前項の通知は、以下のいずれか一つまたは複数方法によるものとします。

(1) RTCCカタログへの掲載

(2) 郵送・メール便等

(3) E メール

(4) 当社または当社関連会社のホームページへの掲載

(管轄裁判所等)

**第16条**

(略)

「エキシブ利用規程」

<利用規程>

(1) オーナーは、ご契約に定められた年間（1月1日から12月31日まで）26日または13日の占有日より、ご契約いただきましたエキシブ施設（以下「当施設」といいます）がご利用いただけます。ご契約の泊数の範囲内であれば、交換利用により、エキシブ施設、サンメンバーズリゾートホテルを、RTCCベイコート倶楽部予約センターを通じた交換利用により ベイコート倶楽部施設をそれぞれご利用いただけ、また、別途リゾート施設およびRTCCサービスをご利用いただけます。

(本約款の変更)

**第13条** 当社は、メンバー・オーナーに事前に通知した上で、本約款を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前からRTCCサービスを利用しているメンバー・オーナーにも適用されるものとします。

2 前項の通知は、以下のいずれか一つまたは複数方法によるものとします。

(1) 郵送・メール便等

(2) E メール

(3) 当社または当社関連会社のホームページへの掲載

(管轄裁判所等)

**第14条**

(略)

「エキシブ利用規程」

<利用規程>

(1) オーナーは、ご契約に定められた年間（1月1日から12月31日まで）26日または13日の占有日より、ご契約いただきましたエキシブ施設（以下「当施設」といいます）がご利用いただけます。ご契約の泊数の範囲内であれば、交換利用により、エキシブ施設、サンメンバーズリゾートホテルを、RTCC予約センターを通じた交換利用により ベイコート倶楽部施設、サンクチュアリコートをそれぞれご利用いただけ、また、別途リゾート施設およびRTCCサービスをご利用いただけます。

<RTCC交換プログラム等のご利用について>

(1)RTCC 交換プログラムについて

①RTCC 交換プログラムのご利用方法

- a. RTCC 交換プログラムのご利用を希望される場合は、当社より別途お送りするRTCC 交換依頼書にご宿泊希望リゾート施設、ご宿泊希望日（1 回あたりのご利用は連続する宿泊で最長7 泊までです。）、ご宿泊人数等の必要事項を記入の上、RTCC 事務局にFAX または郵便にてお送りください。ご利用のお申込みは、ご宿泊希望日の6 ヶ月前からご宿泊希望日の30 日前までお受付いたします。
- b. RTCC 交換を依頼するオーナーは、RTCC 交換依頼書に、RTCC 交換の成立に際して権利を失う占有日（ご利用申込み時より60 日以降1 年以内の占有日になります。また、1 交換あたり、エキシブ施設のカレンダーのレッドの占有日についての権利を1 泊分以上含むものとします。）をご記入ください。占有日のご記入がない場合、オーナーは当社が決定する占有日（かかる占有日は下記f. 記載のRTCC 交換成立のご案内に記載されます。）について権利を失います。
- c. 当社は、RTCC 交換依頼の内容に応じた宿泊プラン（以下「RTCC 交換宿泊プラン」といいます。）のご提案が可能である場合は、オーナーに対し、RTCC 交換宿泊プランをお送りいたします。RTCC 交換宿泊プランのご提案ができない場合は、当社から、RTCC 交換依頼日より1 ヶ月以内にオーナーへご連絡を差し上げます。
- d. RTCC 交換宿泊プランのご利用をご希望される場合は、RTCC 交換宿泊プランに添付された申込書に必要事項を記入の上、RTCC 事務局にFAX または郵便にてお送りください。ただし、開業前施設の占有日は交換依頼をすることができません。
- e. 当社がオーナーより必要事項の記入された申込書を受領した時点でRTCC 交換が成立します。なお、RTCC カタログ記載のRTCC 宿泊手配料は、当社が別途指定する銀行口座に振り込む方法によりお支払いください。RTCC 交換成立後、当社よりRTCC 交換成立書面をお送りいたします。
- f. 前項に定めるRTCC 宿泊手配料のお支払いが確認でき次第、当社より、オーナーに、「予約確認書」、「RTCC 交換成立のご案内」、「受注型企画旅行契約書面」をお送りいたします。
- g. ご利用の1 週間前に、詳しいサービス内容を明示した「確定書面」（日程表）と「バウチャー」（宿泊引換券）をお送りいたします。

※項目削除

## ②オーナー指定利用者によるご利用

オーナー指定利用者によるご利用をご希望の場合は、オーナー指定利用者のお名前、ご住所およびお電話番号をRTCC 交換のお申込に際してRTCC 事務局にご連絡ください。この場合、「予約確認書」等は、オーナー指定利用者宛にお送りいたします。

## ③キャンセル・変更

- a. RTCC 交換がキャンセルされた場合、オーナーがRTCC 交換に際して失った占有日（ただし、キャンセル時から30 日以内の占有日は除きます。）についての権利はスペースバンクに預け入れられた状態で復活し、再度ご利用いただけるようになります。
- b. RTCC 交換の内容のご変更をご希望される場合は、RTCC 事務局にご連絡ください。ただし、ご宿泊施設またはご宿泊希望日の変更をご希望される場合は、RTCC 交換を一旦キャンセルしたうえで新たにお申込みいただくこととなります（この場合の占有日の取扱いは、上記a. の定めによります。）。
- c. 海外企画旅行型RTCC 交換をキャンセルされた場合のRTCC 宿泊手配料の取扱いは、当社の旅行業約款（受注型旅行契約）の定めによります。

## ④ご宿泊の注意事項

ご宿泊の際は、ご宿泊施設フロントにて「確定書面」または「バウチャー」をご提示ください。ご提示がない場合、ご宿泊いただけない可能性があります。

## (2)RTCC 事務局

RTCC 交換申込みその他RTCC サービスに関するお問い合わせは、下記RTCC 事務局までご連絡ください。

住 所：名古屋市中区栄二丁目6 番1 号 電話番号：(052) 310-8383 FAX：(052) 310-8384

現行	新
<p>「RTCCサービス約款」</p> <p>(RTCCサービス)</p> <p>第1条 RTCC (リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ) サービスとは、リゾートトラスト株式会社 (以下「当社」といいます) が、メンバー (以下に定義します) に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、<u>リゾート施設の交換利用プログラム</u>サービスです。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 <u>ベイコート倶楽部</u>の会員権について、メンバー登録された方 (以下「メンバー」といいます) は、<u>当社にRTCCサービスの利用登録 (以下「RTCC登録」といいます) を行った上で、RTCCサービスをご利用いただくことができます。</u></p> <p>(RTCCサービスの内容)</p> <p>第4条 当社は、当社自らまたは第三者を通じて、メンバーに対して、以下のサービスを提供します。</p> <p>(1) <u>第5条に定めるRTCC交換プログラムの実施を含むリゾート施設等の利用サービス</u></p> <p>(2) <u>第6条に定めるベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラム利用サービス</u></p> <p>(3) 前2号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス</p> <p>(RTCC交換プログラム)</p> <p>第5条 <u>メンバーは、本約款の定めにしたがい、当社が発行するRTCCのカタログ (以下「RTCCカタログ」といいます) 所定の宿泊手配料 (以下「RTCC宿泊手配料」といいます) のお支払いと引き換えに、リゾート施設にご宿泊いただくことができます (以下、かかるご宿泊プログラムを「RTCC交換プログラム」といいます)。</u> RTCC交換プログ</p>	<p>「RTCCサービス約款」</p> <p>(RTCCサービス)</p> <p>第1条 RTCC (リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ) サービスとは、リゾートトラスト株式会社 (以下「当社」といいます) が、メンバー・<u>オーナー</u> (以下に定義します) に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、<u>リゾート施設等の利用に関する</u>サービスです。</p> <p>※以下「メンバー」は同様に「メンバー・<u>オーナー</u>」に置き換える</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 <u>ご契約</u>の会員権についてメンバー・<u>オーナー</u>登録された方 (以下<u>ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート</u>は「メンバー」、<u>エキシブ施設は「オーナー</u>」)といっています) は、RTCCサービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCCサービスの内容)</p> <p>第4条 当社は、当社自らまたは第三者を通じて、メンバー・<u>オーナー</u>に対して、以下のサービスを提供します。</p> <p>(1) <u>第5条に定めるベイコート倶楽部・サンクチュアリコート</u>・エキシブ交換プログラム利用サービス</p> <p>(2) <u>第6条に定めるRTCC旅行業サービス</u></p> <p>(3) 前2号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス</p> <p>※条文削除</p>



ラムを通してご利用いただけるリゾート施設については、当社が発行するRTCCカタログをご覧ください。

2 RTCC交換プログラムを通したリゾート施設の宿泊予約が成立した場合、メンバーは、利用規程の定めにしたがって、RTCC交換プログラムを通してリゾート施設をご利用いただく場合の宿泊数(以下「交換日数」といいます)に相当する数の保有会員権にかかる占有日について、権利を失います(ただし、3泊以下のご利用の場合、3泊分の占有日について権利を失います)。メンバーが権利を失った占有日は、当社が、RTCCサービスの運営のために利用できるものとします。

3 ご利用希望の時期、施設、利用状況、経済条件その他の理由でRTCC交換プログラムを通してリゾート施設をご利用いただくことが難しい場合があります。

4 RTCC交換プログラムの具体的なご利用方法については別途利用規程(＜RTCC交換プログラムのご利用について＞)に定めます。

(ベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラム)

第6条 メンバーは、ベイコート倶楽部の占有日についての権利と引き換えに同じ数の日だけエキシブ施設にご宿泊いただくことができます。

2 ベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラムはRTCC株式会社(以下「RTCC社」といいます)が運営いたします。

3 ベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラムの具体的な利用方法については別途利用規程(＜ベイコート倶楽部の交換利用について>)に定めます。

(企画旅行型RTCC交換プログラム)

第7条 当社は、RTCC交換プログラムの実施として、RTCC交換をお申込みいただいたメンバーのためにリゾート施設にご宿泊いただく旅行を企画いたします。

2 企画旅行型RTCC交換プログラムの具体的なご利用方法は別添利用規程(＜RTCC交換プログラムのご利用について>)に定めるとおりですが、以下の点にご留意ください。

(1) 企画旅行型RTCC交換プログラムにおけるRTCC交換の成立とは、メンバーと当社の間における旅行契約の成立のことをいいます。

(ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラム)

第5条 メンバー・オーナーは、自施設の占有日についての権利と引き換えに同じ数の日だけ他施設にご宿泊いただくことができます。

2 ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムはRTCC株式会社(以下「RTCC社」といいます)が運営いたします。

3 ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムの具体的な利用方法については別途利用規程に定めます。

※条文削除

(2) メンバー以外の方にメンバーの同伴なしに企画旅行型RTCC交換プログラムを通して宿泊予約を取得した施設にご宿泊をご利用いただく場合、メンバーと当社の間で成立したRTCC交換（旅行契約）上のメンバーの地位および一切の権利義務（ただし、RTCC交換（旅行契約）がキャンセルされた場合にRTCC宿泊手配料とキャンセル料の差額の返還を受ける権利を除きます）は、RTCC宿泊手配料をお支払いいただいた時点で、メンバーから宿泊される方の代表者（以下「メンバー指定利用者」といいます）に移転するものとします。

(3) 企画旅行型RTCC交換プログラムのご利用に際してメンバーと当社の間で成立する受注型企画旅行契約には、当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約）が適用されます。

※条文新設

(RTCC事務局)

第8条 RTCC交換申込みその他RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号

電話番号：052-310-8383 FAX 番号：052-310-8384

(権利譲渡の禁止)

第9条 メンバーは、本約款上の地位、RTCCサービスに関して取得した権利義務、RTCC交換プログラムおよびベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラムを通して取得したリゾート施設の利用権について、本約款の定めにもとづいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。

(禁止事項)

第10条

(RTCC旅行業サービス)

第6条 **当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等への宿泊等を目的とした旅行業サービス（旅行業務の提供およびこれに付随するサービス）を提供いたします。**

2 **手配可能施設を含むRTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。**

(RTCC事務局)

第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号

電話番号：052-307-3030

(権利譲渡の禁止)

第8条 **メンバー・オーナー**は、本約款上の地位、RTCCサービスに関して取得した権利義務、**ベイコート倶楽部・リンクチュアリゾート・エキシブ交換プログラムおよびRTCC旅行業サービス**を通して取得したリゾート施設の利用権について、本約款の定めにもとづいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。

(禁止事項)

第9条

(略)

(RTCCサービスの利用の停止)

第11条 メンバーは、以下の各号に該当する場合、事前の通知なくRTCCサービスを利用することができなくなります。

(1) 本約款、不動産売買契約約款、施設利用契約約款、管理規約、会則、細則、利用規程その他付随文書に違反しているとき

(2) 第10条の禁止事項を行っているとき

(略)

(損害賠償)

第12条

(略)

(サービス提供の中止・中断)

第13条 当社は、RTCCサービス用システムの保守作業、その他RTCCサービスの運用上やむを得ない事情による場合は、RTCCサービスの提供を中止・中断することがあります。

2 当社は、前項の規定によりRTCCサービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を利用者に対し、第15条第2項に定める方法と同様の方法により通知するものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(略)

(宿泊施設の情報)

第14条 RTCCカタログに記載されたリゾート施設の情報（以下「RTCCカタログ掲載情報」といいます）は、当該リゾート施設から取得した情報です。当社は、RTCCカタログ掲載情報が正確な記載となるように可能な範囲でその内容を確認しておりますが、RTCCカタログ掲載情報の真実性、正確性、有用性等についていかなる保証も行うもの

(略)

(RTCC サービスの利用の停止)

第10条 メンバー・オーナーは、以下の各号に該当する場合、事前の通知なくRTCC サービスを利用することができなくなります。

(1) 本約款、不動産売買 (等) 契約約款 (不動産付契約のみ)、施設 (相互) 利用契約約款、管理規約、会則、細則、利用規程その他付随文書に違反しているとき

(2) 第9条の禁止事項を行っているとき

(略)

(損害賠償)

第11条

(略)

(サービス提供の中止・中断)

第12条 当社は、RTCCサービス用システムの保守作業、その他RTCCサービスの運用上やむを得ない事情による場合は、RTCCサービスの提供を中止・中断することがあります。

2 当社は、前項の規定によりRTCCサービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を利用者に対し、第13条第2項に定める方法と同様の方法により通知するものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(略)

※条文削除

ではなく、RTCCカタログ掲載情報が真実と異なることに起因または関連してオーナーまたはオーナー指定利用者に生じるいかなる損害についても責任を負いません。

(本約款の変更)

第15条 当社は、メンバーに事前に通知した上で、本約款を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前からRTCCサービスを利用しているメンバーにも適用されるものとします。

2 前項の通知は、以下のいずれか一つまたは複数方法によるものとします。

(1) RTCCカタログへの掲載

(2) 郵送・メール便等

(3) E メール

(4) 当社または当社関連会社のホームページへの掲載

(管轄裁判所等)

第16条

(略)

「ベイコート倶楽部利用規程」

<ベイコート倶楽部利用規程>

1) ベイコート倶楽部の登録メンバー（以下「メンバー」といいます）は、ご契約に定められた年間（1月1日から12月31日まで）24泊タイプは24日、12泊タイプは12日の占有日より、ご契約施設のベイコート倶楽部をご利用いただけます。ご契約の泊数の範囲内であれば、交換利用によりご契約施設以外のベイコート倶楽部施設を、RTCC ベイコート倶楽部予約センター（以下「予約センター」といいます）を通じた交換利用によりエキシブ施設をそれぞれご利用いただけ、また、別途リゾネット施設およびご契約施設開業後はRTCCサービスをご利用いただけます。

(本約款の変更)

第13条 当社は、メンバー・オーナーに事前に通知した上で、本約款を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前からRTCCサービスを利用しているメンバー・オーナーにも適用されるものとします。

2 前項の通知は、以下のいずれか一つまたは複数方法によるものとします。

(1) 郵送・メール便等

(2) E メール

(3) 当社または当社関連会社のホームページへの掲載

(管轄裁判所等)

第14条

(略)

「ベイコート倶楽部利用規程」

<ベイコート倶楽部利用規程>

1) ベイコート倶楽部の登録メンバー（以下「メンバー」といいます）は、ご契約に定められた年間（1月1日から12月31日まで）24泊タイプは24日、12泊タイプは12日の占有日より、ご契約施設のベイコート倶楽部をご利用いただけます。ご契約の泊数の範囲内であれば、交換利用によりご契約施設以外のベイコート倶楽部施設を、RTCC 予約センターを通じた交換利用によりサンクチュアリコート、エキシブ施設をそれぞれご利用いただけ、また、別途リゾネット施設およびご契約施設開業後はRTCCサービスをご利用いただけます。

<RTCC交換プログラム等のご利用について>

※項目削除

1) RTCC 交換プログラムについて

① RTCC 交換プログラムのご利用方法

- a. RTCC交換プログラムのご利用を希望される場合は、当社より別途お送りするRTCC交換依頼書にご宿泊希望リゾート施設、ご宿泊希望日（1回あたりのご利用は連続する宿泊で最長7泊までです。）、ご宿泊人数等の必要事項を記入の上、RTCC事務局にFAXまたは郵便にてお送りください。ご利用のお申込みは、ご宿泊希望日の6ヶ月前からご宿泊希望日の30日前までお受付いたします。
- b. RTCC交換を依頼するメンバーは、RTCC交換依頼書に、RTCC交換の成立に際して権利を失う占有日（ご利用申込み時より60日以降1年以内の占有日になります。また、1交換あたり、ご契約のベイコート倶楽部のカレンダーのレッドの占有日についての権利を1泊分以上含むものとします。）をご記入ください。占有日のご記入がない場合、メンバーは当社が決定する占有日（かかる占有日は下記f. 記載のRTCC交換成立のご案内に記載されます。）について権利を失います。
- c. 当社は、RTCC交換依頼の内容に応じた宿泊プラン（以下「RTCC交換宿泊プラン」といいます。）のご提案が可能である場合は、メンバーに対し、RTCC交換宿泊プランをお送りいたします。RTCC交換宿泊プランのご提案ができない場合は、当社から、RTCC交換依頼日より1ヶ月以内にメンバーへご連絡を差し上げます。
- d. RTCC交換宿泊プランのご利用をご希望される場合は、RTCC交換宿泊プランに添付された申込書に必要事項を記入の上、RTCC事務局にFAXまたは郵便にてお送りください。ただし、開業前施設の占有日は交換依頼をすることができません。
- e. 当社がメンバーより必要事項の記載された申込書を受領した時点でRTCC交換が成立します。なお、RTCCカタログ記載のRTCC宿泊手配料は、当社が別途指定する銀行口座に振り込む方法によりお支払いください。RTCC交換成立後、当社よりRTCC交換成立書面をお送りいたします。
- f. 前項に定めるRTCC宿泊手配料のお支払いが確認でき次第、当社より、メンバーに、「予約確認書」、「RTCC交換成立のご案内」、「受注型企画旅行契約書面」をお送りいたします。
- g. ご利用の1週間前に、詳しいサービス内容を明示した「確定書面」（日程表）と「バウチャー」（宿泊

引換券)をお送りいたします。

② メンバー指定利用者による利用

メンバー指定利用者によるご利用をご希望の場合は、メンバー指定利用者のお名前、ご住所およびお電話番号をRTCC交換のお申込に際してRTCC事務局にご連絡ください。この場合、「予約確認書」等は、メンバー指定利用者宛にお送りいたします。

③ キャンセル・変更

- a. RTCC交換がキャンセルされた場合、メンバーがRTCC交換に際して失った占有日（ただし、キャンセル時から30日以内の占有日は除きます。）についての権利はスペースバンクに預け入れられた状態で復活し、再度ご利用いただけるようになります
- b. RTCC交換の内容のご変更をご希望される場合は、RTCC事務局にご連絡ください。ただし、ご宿泊施設またはご宿泊希望日の変更をご希望される場合は、RTCC交換を一旦キャンセルしたうえで新たにお申込みいただくこととなります（この場合の占有日の取扱いは、上記a. の定めによります。）。
- c. 海外企画旅行型RTCC交換をキャンセルされた場合のRTCC宿泊手配料の取扱いは、当社の旅行業約款（受注型旅行契約）の定めによります。

④ ご宿泊の注意事項

ご宿泊の際は、ご宿泊施設フロントにて「確定書面」または「バウチャー」をご提示ください。ご提示がない場合、ご宿泊いただけない可能性があります。

2) RTCC 事務局

RTCC 交換申込みその他RTCC サービスに関するお問い合わせは、下記RTCC 事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号 電話番号：(052) 310-8383 FAX：(052) 310-8384

現行	新
<p>「RTCCサービス約款（サンメンバーズ）」</p> <p>第1条（RTCCサービス）</p> <p>RTCC（リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ）サービスとは、リゾートトラスト株式会社（以下「当社」といいます。）が、会員（以下に定義します）に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、<u>リゾート施設の利用プログラム</u>サービスです。</p> <p>第3条（利用資格）</p> <p><u>サンメンバーズ・クラブを構成するクラブにご入会された方</u>（以下「会員」といいます。）は、当社にRTCCサービスの利用登録（以下「RTCC登録」といいます。）を行った上で、RTCCサービスをご利用いただくことができます。</p> <p>第4条（RTCCサービスの内容）</p> <p>当社は、当社自らまたは第三者を通じて、会員に対して、以下のサービスを提供します。</p> <p>(1) <u>第5条に定めるRTCC交換プログラムの実施を含むリゾート施設等の利用サービス</u></p> <p>(2) 前号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス</p> <p>第5条（RTCC交換プログラム）</p> <p>1. <u>会員は、本約款の定めに従い、当社が発行するRTCCのカタログ（以下「RTCCカタログ」といいます。）所定の宿泊手配料（以下「RTCC宿泊手配料」といいます。）のお支払いと引き換えに、リゾート施設ご宿泊いただくことができます（以下、かかるご宿泊プログラムを「RTCC交換プログラム」といいます。）。</u>RTCC交換プログラムを通してご利用いただけるリゾート施設については、当社が発行するRTCCカタログをご覧ください。</p> <p>2. RTCC交換プログラムを通したリゾート施設の宿泊予約が成立した場合、会員は、利用規程の定めに従って、</p>	<p>「RTCCサービス約款（サンメンバーズ）」</p> <p>第1条（RTCCサービス）</p> <p>RTCC（リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ）サービスとは、リゾートトラスト株式会社（以下「当社」といいます）が、会員（以下に定義します）に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、リゾート施設等の利用に関するサービスです。</p> <p>第3条（利用資格）</p> <p><u>ご契約の会員権について会員登録された方</u>（以下「会員」といいます）は、当社にRTCCサービスの利用登録（以下「RTCC登録」といいます）を行った上で、RTCCサービスをご利用いただくことができます。</p> <p>第4条（RTCCサービスの内容）</p> <p>当社は、当社自らまたは第三者を通じて、会員に対して、以下のサービスを提供します。</p> <p>(1) <u>第5条に定めるRTCC旅行業サービス</u></p> <p>(2) 前号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス</p> <p>※条文削除</p>

RTCC交換プログラムを通してリゾート施設をご利用いただく場合の宿泊数(以下「交換日数」といいます。)  
とご宿泊人数を乗じた数の宿泊券(ただし、サンメンバーズFLEX CLUB 会員は、交換日数に相当する数の宿泊券、WTS会員については交換日数に相当する数のWTS 宿泊券)について、権利を失います。ただし、3泊以下のご利用の場合、交換日数が3泊の場合と同数の宿泊券・WTS 宿泊券について権利を失います。

3. ご利用希望の時期、施設、利用状況、経済条件その他の理由でRTCC交換プログラムを通してリゾート施設をご利用いただくことが難しい場合があります。

4. RTCC交換プログラムの具体的なご利用方法については別途利用規程(＜RTCC交換プログラムのご利用について＞)に定めます。

#### 第6条 (企画旅行型RTCC交換プログラム)

1. 当社は、RTCC交換プログラムの実施として、RTCC交換をお申込みいただいた会員のためにリゾート施設にご宿泊いただく旅行を企画いたします。

2. 企画旅行型RTCC交換プログラムの具体的なご利用方法は利用規程(＜RTCC交換プログラムのご利用について＞)に定めるとおりですが、以下の点にご留意ください。

(1) 企画旅行型RTCC交換プログラムにおけるRTCC交換の成立とは、会員と当社の間における旅行契約の成立のことをいいます。

(2) 会員以外の方に会員の同伴なしに企画旅行型RTCC交換プログラムを通して宿泊予約を取得した施設にご宿泊をご利用いただく場合、会員と当社の間で成立したRTCC交換(旅行契約)上の会員の地位および一切の権利義務(ただし、RTCC交換(旅行契約)がキャンセルされた場合にRTCC宿泊手配料とキャンセル料の差額の返還を受ける権利を除きます。)は、RTCC宿泊手配料をお支払いいただいた時点で、会員から宿泊される方の代表者(以下「会員指定利用者」といいます。)に移転するものとします。

(3) 企画旅行型RTCC交換プログラムのご利用に際して会員と当社の間で成立する受注型企画旅行契約には、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約)が適用されます。

※条文削除



※条文新設

第7条 (RTCC事務局)

RTCC交換申込みその他RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号

電話番号：052-310-8383

FAX 番号：052-310-8384

第8条 (権利譲渡の禁止)

会員は、本約款上の地位、RTCCサービスに関して取得した権利義務、RTCC交換プログラムを通して取得したリゾート施設の利用権について、本約款の定めに基づいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。

第9条 (禁止事項)

(略)

第10条 (RTCCサービスの利用の停止)

会員は、以下の各号に該当する場合、事前の通知なくRTCCサービスを利用することができなくなります。

- (1) 本約款、サンメンバーズ FLEX CLUB 施設利用契約約款、会則、利用規程その他付随文書に違反していると当社が判断したとき
- (2) 第9条の禁止事項を行っていると当社が判断したとき

(略)

第5条 (RTCC旅行業サービス)

1. 当社は、会員のためにリゾート施設等への宿泊等を目的とした旅行業サービス(旅行業務の提供及びこれに付随するサービス)を提供いたします。

2. 手配可能施設を含むRTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。

第6条 (RTCC事務局)

RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号

電話番号：052-307-3030

第7条 (権利譲渡の禁止)

会員は、本約款上の地位、RTCCサービスに関して取得した権利義務について、本約款の定めにもとづいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。

第8条 (禁止事項)

(略)

第9条 (RTCC サービスの利用の停止)

会員は、以下の各号に該当する場合、事前の通知なくRTCC サービスを利用することができなくなります。

- (1) 本約款、サンメンバーズ FLEX CLUB 施設利用契約約款、会則、利用規程その他付随文書に違反していると当社が判断したとき
- (2) 第8条の禁止事項を行っていると当社が判断したとき

(略)

第11条 (損害賠償)

(略)

第12条 (サービス提供の中止・中断)

1. 当社は、RTCCサービス用システムの保守作業、その他RTCCサービスの運用上やむを得ない事情による場合は、RTCCサービスの提供を中止・中断することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりRTCCサービスの提供を中止・中断するときは、予めその旨を利用者に対し、第14条第2項に定める方法と同様の方法により通知するものとします。ただし、緊急時当やむを得ない場合はこの限りではありません。

(略)

第13条 (宿泊施設の情報)

RTCCカタログに記載されたリゾート施設の情報（以下「RTCCカタログ掲載情報」といいます。）は、当該リゾート施設から取得した情報です。当社は、RTCCカタログ掲載情報が正確な記載となるように可能な範囲でその内容を確認しておりますが、RTCCカタログ掲載情報の真実性、正確性、有用性等についていかなる保証も行うものではなく、RTCCカタログ掲載情報が真実と異なることに起因または関連して会員または会員指定利用者に生じるいかなる損害についても責任を負いません。

第14条 (本約款の変更)

1. 当社は、会員に事前に通知した上で、本約款を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前からRTCCサービスを利用している会員にも適用されるものとします。
2. 前項の通知は、以下のいずれか一つまたは複数方法によるものとします。

(1) RTCCカタログへの掲載

(2) 郵送・メール便等

(3) Eメール

(4) 当社又は当社関連会社のホームページへの掲載

**第10条** (損害賠償)

(略)

**第11条** (サービス提供の中止・中断)

1. 当社は、RTCCサービス用システムの保守作業、その他RTCCサービスの運用上やむを得ない事情による場合は、RTCCサービスの提供を中止・中断することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりRTCCサービスの提供を中止・中断するときは、予めその旨を利用者に対し、**第12条**第2項に定める方法と同様の方法により通知するものとします。ただし、緊急時当やむを得ない場合はこの限りではありません。

(略)

※条文削除

**第12条** (本約款の変更)

1. 当社は、会員に事前に通知した上で、本約款を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前からRTCCサービスを利用している会員にも適用されるものとします。
2. 前項の通知は、以下のいずれか一つまたは複数方法によるものとします。

**(1)** 郵送・メール便等

**(2)** Eメール

**(3)** 当社**または**当社関連会社のホームページへの掲載

第15条 (管轄裁判所等)

(略)

「リゾートホテル利用規程」

V RTCC交換プログラムのご利用について (RTCC利用登録者に限る)

1) RTCC交換プログラムのご利用方法

1. RTCC交換プログラムのご利用をご希望される場合は、当社より別途お送りするRTCC交換依頼書にご宿泊希望リゾート施設、ご宿泊希望日 (1回あたりのご利用は1泊以上7泊以下とします。)、ご宿泊人数等の必要事項を記入の上、RTCC事務局にFAXまたは郵便にてお送りください。ご利用のお申込みは、ご宿泊希望日の6ヶ月前からご宿泊希望日の30日前までお受け付けいたします。
2. 当社は、RTCC交換依頼の内容に応じた宿泊プラン (以下「RTCC交換宿泊プラン」といいます。)のご提案が可能である場合は、会員に対し、RTCC交換宿泊プランをお送りいたします。RTCC交換宿泊プランのご提案が出来ない場合は、当社から、RTCC交換依頼日より1ヵ月以内に会員へご連絡をさし上げます。
3. RTCC交換宿泊プランのご利用をご希望される場合は、RTCC交換宿泊プランに添付された申込書に必要事項を記入の上、交換日数とご宿泊人数を乗じた数の宿泊券 (サンメンバーズFLEXCLUBの会員は交換日数に相当する数の宿泊券とし、WTS会員は交換日数に相当する数のWTS宿泊券とします。)を同封して、RTCC事務局に郵便にてお送りください。当社が会員より必要事項の記入された申込書および宿泊券を受領した時点でRTCC交換が成立します。RTCC交換成立後、当社よりRTCC交換成立書面をお送りいたします。
4. RTCC交換成立書面受領後速やかに、RTCCカタログ記載のRTCC宿泊手配料を、当社が別途指定する銀行口座

第13条 (管轄裁判所等)

(略)

「リゾートホテル利用規程」

※項目削除

に振り込む方法によりお支払い下さい。

5. 前項に定めるRTCC宿泊手配料のお支払いが確認でき次第、当社より、会員に、「予約確認書」をお送りいたします。

## 2) 会員指定利用者による利用

会員指定利用者によるご利用をご希望の場合は、会員指定利用者のお名前、ご住所およびお電話番号をRTCC交換のお申し込みの際にRTCC事務局にご連絡ください。この場合、「予約確認書」は、会員指定利用者宛にお送りいたします。

## 3) キャンセル・変更

1. RTCC交換をキャンセルされた場合の宿泊券・WTS宿泊券の取扱いは以下のとおりとします。

### ①ご宿泊予定日の前日から起算して30日目に当たる日より前にキャンセルされた場合

申込書に同封してお送りいただいたすべての宿泊券・WTS宿泊券はご返送いたします。ご返送したすべての宿泊券・WTS宿泊券についての権利は復活し、再度ご利用いただけるようになります。

### ②ご宿泊予定日の前日から起算して30日目に当たる日以降にキャンセルされた場合

申込書に同封してお送りいただいたすべての宿泊券・WTS宿泊券はご返送いたしません。また、すべての上記宿泊券・WTS宿泊券についての権利は復活いたしません。

2. RTCC交換の内容のご変更をご希望される場合は、RTCC事務局にご連絡ください。但し、ご宿泊施設又はご宿泊希望日の変更をご希望される場合は、RTCC交換を一旦キャンセルした上で新たにお申し込みいただくことになります（この場合の宿泊券・WTS宿泊券の取扱いは、上記1. の定めによります。）。

3. 海外企画旅行型RTCC交換をキャンセルされた場合のRTCC宿泊手配料の取扱いは、当社の旅行業約款（受注型旅行契約）の定めによります。

## 4) ご宿泊時の注意事項

ご宿泊の際は、ご宿泊施設フロントにて「予約確認書」をご提示ください。「予約確認書」をお持ちでない場合、

ご宿泊いただけない可能性があります。

5) RTCC事務局

RTCC交換申込みその他RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号

電話番号：052-310-8383

FAX番号：052-310-8384

「シティホテル利用規程」

V RTCC交換プログラムのご利用について（RTCC利用登録者に限る）

1) RTCC交換プログラムのご利用方法

1. RTCC交換プログラムのご利用をご希望される場合は、当社より別途お送りするRTCC交換依頼書にご宿泊希望リゾート施設、ご宿泊希望日（1回あたりのご利用は1泊以上7泊以下とします。）、ご宿泊人数等の必要事項を記入の上、RTCC事務局にFAXまたは郵便にてお送りください。ご利用のお申込みは、ご宿泊希望日の6ヶ月前からご宿泊希望日の30日前までお受け付けいたします。

2. 当社は、RTCC交換依頼の内容に応じた宿泊プラン（以下「RTCC交換宿泊プラン」といいます。）のご提案が可能である場合は、会員に対し、RTCC交換宿泊プランをお送りいたします。RTCC交換宿泊プランのご提案が出来ない場合は、当社から、RTCC交換依頼日より1ヵ月以内に会員へご連絡をさし上げます。

3. RTCC交換宿泊プランのご利用をご希望される場合は、RTCC交換宿泊プランに添付された申込書に必要事項を記入の上、交換日数とご宿泊人数を乗じた数の宿泊券（サンメンバーズFLEX CLUBの会員は交換日数に相当する数の宿泊券とし、WTS会員は交換日数に相当する数のWTS宿泊券とします。）を同封して、RTCC事務局に郵便にてお送りください。当社が会員より必要事項の記入された申込書および宿泊

「シティホテル利用規程」

※項目削除

券を受領した時点でRTCC交換が成立します。RTCC交換成立後、当社よりRTCC交換成立書面をお送りいたします。

4. RTCC交換成立書面受領後速やかに、RTCCカタログ記載のRTCC宿泊手配料を、当社が別途指定する銀行口座に振り込む方法によりお支払い下さい。

5. 前項に定めるRTCC宿泊手配料のお支払いが確認でき次第、当社より、会員に、「予約確認書」をお送りいたします。

## 2) 会員指定利用者による利用

会員指定利用者によるご利用をご希望の場合は、会員指定利用者のお名前、ご住所およびお電話番号をRTCC交換のお申し込みの際にRTCC事務局にご連絡ください。この場合、「予約確認書」は、会員指定利用者宛にお送りいたします。

## 3) キャンセル・変更

1. RTCC交換をキャンセルされた場合の宿泊券・WTS宿泊券の取扱いは以下のとおりとします。

### ①ご宿泊予定日の前日から起算して30日目に当たる日より前にキャンセルされた場合

申込書に同封してお送りいただいたすべての宿泊券・WTS宿泊券はご返送いたします。ご返送したすべての宿泊券・WTS宿泊券についての権利は復活し、再度ご利用いただけるようになります。

### ②ご宿泊予定日の前日から起算して30日目に当たる日以降にキャンセルされた場合

申込書に同封してお送りいただいたすべての宿泊券・WTS宿泊券はご返送いたしません。また、すべての上記宿泊券・WTS宿泊券についての権利は復活いたしません。

2. RTCC交換の内容のご変更をご希望される場合は、RTCC事務局にご連絡ください。但し、ご宿泊施設又はご宿泊希望日の変更をご希望される場合は、RTCC交換を一旦キャンセルした上で新たにお申し込みいただくことになります（この場合の宿泊券・WTS宿泊券の取扱いは、上記1. の定めによります。）。

3. 海外企画旅行型RTCC交換をキャンセルされた場合のRTCC宿泊手配料の取扱いは、当社の旅行業約款

(受注型旅行契約) の定めによります。

4) ご宿泊時の注意事項

ご宿泊の際は、ご宿泊施設フロントにて「予約確認書」をご提示ください。「予約確認書」をお持ちでない場合、  
ご宿泊いただけない可能性があります。

5) RTCC事務局

RTCC交換申込みその他RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号

電話番号：052-310-8383

FAX番号：052-310-8384

以上